

平成 29 年 3 月 29 日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府都市公園指定管理者評価委員会

指定管理者の質の向上への取組みについて（提言）

- さらなる指定管理者のモチベーションアップにつなげて、より良いサービスを府民に提供できるよう、指定管理者による優れた取組みを表彰する優良表彰制度の創設について提言する。

【目 的】 府民サービスの向上、管理水準の向上（より良いものを府民に提供）

【表彰対象】 指定管理者による優れた取組み

【表彰方法】

1. 現指定管理者のモチベーション向上のためには期間終了間際や終了後に表彰しても効果はなく、表彰効果が翌年度の取組のモチベーション UP につながるよう、こまめな表彰の方が効果的であるため、毎年度表彰が望ましい。
2. 表彰されることのステイタスを高めるため、1 回につき 1～3 公園程度が表彰されるような選定を行う。（複数年での重複受賞は妨げない。）
3. 評価委員会において、評価結果による「対象」の抽出、及び以下のような「視点」による絞り込みを行い、講評する。

◆対象の抽出

・以下の 2 項目を満たす指定管理者が実施した「S」評価の取組みから抽出

- ① 対象期間 1 年間において、全ての個別評価で「B」「C」がない
- ② 「S」評価が 1 個以上

◆視点

- ・他の模範となるような、普遍性のある取組みであったか
- ・先進性のある取組みであったか

【賞の種類】 知事賞

【表彰者】 評価委員会での絞り込み結果をもとに、府が決定し、表彰する

【授賞式】 翌年度 5 月頃、関係者を集めて授賞式を実施するとともに、広く公表する

- なお、府民サービスの向上、管理水準の向上を進めるためには質の高い事業者の確保が重要であり、表彰のみではなく、表彰を受けた事業者にアドバンテージが与えられる等、より質の高い事業者のモチベーションを高める制度設計についても、引き続き検討されたい。